

営業秘密保護センター発足記念セミナー（参加報告書）

ジェトロソウル知財チーム

韓国特許庁と韓国特許情報院は、韓国の営業秘密の保護と管理活動を全般的に支援する営業秘密保護センターを6月22日に発足し、これを記念して営業秘密管理能力の強化および保護認識拡大のためのセミナーを開催しました。

以下はセミナーの主な内容です。

開催日時：2012年6月22日（金） 13：00～16：00

場所：韓国知識財産センター国際会議室(19階)

主催：韓国特許庁

主管：韓国特許情報院

1. 営業秘密保護センターの主な業務内容について

（ 韓国特許情報院営業秘密保護センター ボク・ジンギョセンター長）

韓国の検察庁と国家情報院の資料によると、韓国において技術流出による犯罪事件の処理件数は、2011年において356件、過去11年間で約9倍増加し、被害金額では過去5年間で5兆ウォンに達している。また、海外への技術不法流出の摘発件数は、2010年41件（公式件数）で毎年増加のすう勢にある。このように営業秘密の流出による企業の被害が増加していることにより、営業秘密に関する教育、相談情報の提供など、企業の営業秘密管理能力を支援する公的支援機関の必要性が増しており、また、企業のあい路事項の受付や関連情報の提供が可能な単独の支援機関の構築などの企業の要望も高く、今般、営業秘密を保護する総合支援センターが発足された。

営業秘密保護センター（以下センター）のビジョンは、企業間の公正な競争秩序確立のための営業秘密保護専門機関になることであり、具体的な目標としては、①企業の営業秘密保護の認識を高め管理能力を強化すること、②企業の営業秘密管理のために民間市場を育成すること、③急変する企業環境を反映した営業秘密保護制度の改善を図ることなどである。

今後の推進戦略は、営業秘密管理の認識を高め、管理インフラを構築、保護制度の改善することである。センターの構成としては、韓国特許庁を中心に、センターと関連機関である警察庁、国家情報院、知識経済部、韓国産業技術保護協会、韓国知識財産保護協会、大・中小企業協力財団と協力ネットワークを構築している。センターの組織は、広報・教育、管理インフラ構築、原本証明サービス運営など3つの部門で構成されており、営業秘密の生成・管理・立証の段階にいたるone-stop支援サービスを提供することが可能である。

具体的な業務内容は、①相談事業として法律相談、営業秘密管理方策の相談、営業秘密原本証明サービス関連の相談、②広報事業として営業秘密制度及び原本証明サービスの広報、営業秘密保護支援事業及び業務紹介、標準管理システムの広報、③教育事業として教育コンテンツの政策立案及び普及、コンファレンス開催、営業秘密巡回説明会及び企業訪問教育、④標準管理システム（最小費用および人員で営業秘密を管理するソリューションシステム）事業として標準管理システム開発及び普及、標準管理システム活用及び技術支援、利用者教育、⑤原本証明サービスの運営事業（電子文書から抽出された固有の識別値である電子指紋を利用して営業秘密侵害などの関連訴訟の際に営業秘密保有事実の立証ができる原本証明サービス）として営業秘密原本証明サービスの活性化、協会会員社支援、役職員の技術流出の事前防止などの事業である。

2. 営業秘密保護に対する最近の判例及び法的対応戦略

(法務法人カンホ チョウ・ジョンウック弁護士)

チョウ弁護士は、営業秘密について実際の裁判や実務でどのような問題が争点となっているのか、関心となっているのかを中心に発表した。裁判実務では、いずれの情報が営業秘密に該当するのかという点についての争いが一番多いという。

法律サービスを提供する際に一番悩ましい点は、営業秘密の定義と、実際の事件の中で問題となっている資料、データ、情報等が果たして法律でいう営業秘密に該当するか否かの判断であるとした。

裁判では、営業秘密の要件として①機密で公然と知られてないこと(非公知性)、②独立的な経済的価値を持っていること(経済的有用性)、③相当な努力により秘密が管理されていること(秘密管理性)の3点を満たさなければならない。しかし、実際の裁判では、特に①と③が争点となることが多い。営業秘密は特許のように登録や公示方法がなく、請求範囲も決まってない。また、内容についても必ずしも正確に知られていない。そのため、裁判当事者であってもどの範囲まで営業秘密として保護が受けられるのか判然としない場合が少なくなく、そのため、裁判では、営業秘密の定義や概念から争いとなることが多い。

◆ 営業秘密に係わる最近の判例について

(1) 「公然と知られてないこと」についての判例は、以下のとおり。

・最高裁判所 (2008. 7. 10. 宣告. 2008ト3435判決)

「その情報が刊行物などの媒体に掲載されるなど、不特定多数の人に知られてないために、保有者を通さないとその情報を通常入手できないもの」

・ソウル高等裁判所 (1996. 2. 29. 宣告、95ナ14420判決)

「絶対的な秘密を意味するものではなく、一部または一定範囲の人々が知っていたとしても秘密として管理されていればそれで充分」

・最高裁判所 (2009. 10. 29. 宣告、2007ト6772判決)

「回路図に表示された素子の選択と配列及び素子値などに関する細部的な内容が公然に知られてない以上、他企業らが被害会社の製品と機能が類似した製品などを生産している、又は他社製品のデータシートなどにその製品のかなり概略的な回路図が公開されているなどの事情だけでは、これと異なっているとは見難い」

・ソウル高等裁判所 (1998. 7. 7. 宣告、97ナ15229判決)

「韓国国内では使用されたことがなくても、国外ですでに公開や使用されたことによって、そのアイデアの経済的価値を得ることができる者に知られている場合、「公然と知られてない(非公知性)とは見難い。」

(2) 「相当な努力により秘密が管理されていること(秘密管理性)についての判例は、以下のとおり。

・最高裁判所 (2008ト3435判決)

このケースでは、①保管責任者の指定、②これといったセキュリティ装置またはセキュリティ管理規定の存在、③業務ファイルに関する重要度の分類や対外秘密または機密資料であるという表示、④研究員だけでなく、生産職の職員も自由に接近でき、ファイルサーバー内に保存されている情報の閲覧やコピーが可能か否か、⑤ファイヤウォールの設置の有無、⑥各個人の

コンピュータから内部のネットワークを通じて接近可能か否かなどを総合的に考慮し、営業秘密とは見難いと判断された。

・ 最高裁判所 (2008ト3436判決)

このケースでは、「相当な努力により秘密が管理されていない状況において、一般的な会社の機密保持に関する覚書だけの締結だけでは、機密管理性を追認できない」とし、コンピュータの暗号設定がない、別途のファイルロックがされていない、定期的にバックアップされたCDを誰でも利用が可能であるという理由により営業秘密ではないと判断された。

◆ **競業(転職)禁止約定について**

営業秘密保護のための手段として実際に多く活用されているのが競業禁止約定である。その理由は、企業にとって従業者に負担させるのが容易であり、機密漏えいを封鎖できるからである。しかし 競業(転職)禁止約定は、職業選択の自由と勤労権を制限するなどの問題と対立している。そのため、保護範囲を競業(転職)禁止約定でしか営業秘密を保護することができない範囲のみに限定すべきであり、また、企業には、包括的な競業(転職)禁止約定の禁止又は制限、競業(転職)禁止約定についての交付、明示、説明などの義務があるとされている。

・ 最高裁判所 (2010. 3. 11. 宣告、2009タ82244判決)

このケースでは、競業(転職)禁止約定の有効条件として、①保護する価値がある使用者の利益、②勤労者の退職前の地位、③競業(転職)禁止約定により定められる期間、地域及び対象職種、④勤労者に対する代価の提供の有無、⑤勤労者の退職経緯、⑥公的利益、⑦その他の事業などを総合的に考慮して判決している。

◆ **競業(転職)禁止約定を無効と見た事例**

・ ソウル東部地方裁判所 (2010ガ合11116、18407判決)

この美容師事件は、競業(転職)禁止約定が包括的であり、しかも、禁止期間が3年と比較的長く、地域範囲の制限なし、禁止の対象も同業種と広範囲なものであったため、その全体が無効とされたケースである。このように包括的な禁止は、無条件に無効となる可能性が高い。

・ ソウル高等裁判所 (2010ナ30722決定)

この例は、同種業社への転職そのものを禁止したものであり、営業秘密の侵害行為に対する禁止、予防請求権の範囲を超えるものとして無効されたケースである。

◆ **営業秘密侵害禁止期間 / 競業禁止の限界と制限についての判例**

・ 水原地方裁判所 (2000カ合95決定)、最高裁判所 (2008マ1087決定)、最高裁断所 (2002タ73869判決)、最高裁判所 (2006タ1303判決) 等参照

これらの事件のように、企業側が競業(転職)禁止の期間(10年、5年、3年等)を長く要求している場合、裁判所では、額面とおりに受け取らないばかりか、逆に禁止期間が長すぎる場合、競業(転職)禁止約定自体が全面的に無効となる可能性がある。また、先端分野については、妥当な期間が短く判断される傾向がある。

◆ **競業(転職)禁止約定と代価の提供についての判決**

・ 仁川地方裁判所 (2011カ合340決定)

このケースでは、競業(転職)禁止に対する代価処置の有無について、競業(転職)禁止約定の有効性を判断するための一つの要素に過ぎないとされた。韓国の裁判所においては、そのような代価措置の有無について、さほど重要視していないようである。しかし、不合理な場合等、ケー

スパイケースで考慮している。

◆ 刑事事件の公訴事実特定について

営業秘密侵害禁止訴訟の際に、裁判所では、①営業秘密の具体的な特徴、②当該資料に具体的にどのような情報が記載されているのか、③その資料は、営業秘密に該当するといえるのか、④営業秘密としての秘密管理をしているのか、⑤当該①から④までの項目を判断できるほど他の情報と区別して管理しているのか(この部分が営業秘密侵害禁止の訴訟において一番難しいところである。)、⑥請求趣旨が執行できるほど具体的に特定しているのかなどで判断する。

会社が公訴を行う時や、検察、警察が捜査する時に一番重要なのは、韓国法では、公訴後、公訴事実のみを見て判断がなされるということである。公訴事実をどのように特定するかによって、その後の行方が大きく変わってくる。そのため、会社が公訴を行う時には、包括的に記載すると捜査等が不可能であるため、公訴事実を具体的に特定することが重要である。また、営業秘密の刑事事件は、請求のすべてが認められることは少なく一部有罪、一部無罪となるケースが多い。裁判では、営業秘密の概念、特定、管理が特に重要である。

(1) 公訴事実が特定されたものとみた事例 (最高裁判所 (2008. 7. 10. 宣告、2006ト8278判決))

これは、公訴事実が営業秘密であると主張した情報が詳細に記載されてなくても、他の情報と区別することができ、また、それと共に提示された他の事項などによりどういった内容に関する情報なのか判別できるため、被告人の防御権行使にも支障がないとして公訴事実が特定されたものと認められた事例である。

(2) 公訴事実が特定されていないものと見た事例 (ソウル中央地方裁判所 (2006. 1. 26. 宣告、2005コ単1248判))

このケースでは、公訴事実の特定に関し、被告人が退職した会社に勤務した間に担当した業務内容について記述したに過ぎず、具体的に各業務内容と関連してどのような技術的情報や資料が営業秘密に該当するのかがまったく特定されてないと判示されたものである。また、裁判所は、営業秘密が離職した会社においてどのような用途で使用されていたかなどの具体的な提示がなかったことも指摘し、結局、公訴事実が特定されていないものとされた。

◆ 営業秘密侵害行為罪(不正競争防止法および営業秘密保護法)と業務上背任罪(一般刑法適用)

・ 最高裁判所 (2006. 10. 27. 宣告、2004ト6876判決)

これは、会社の営業秘密を社外に流出しないと宣誓した社員が経済的代価を得るために競合会社に営業秘密を流出した行為に対し、営業秘密侵害罪に加え、業務上の背任罪を下した判例である。

◆ 営業秘密侵害行為罪と窃盗罪

・ 最高裁判所 (2008. 9. 11. 宣告、2008. ト5364判決)

他人の営業秘密が入っているCDを盗んでその営業秘密を不正使用したケースである。営業秘密の不正使用行為は、窃盗行為の不可罰的事後行為にはならない。

3. 営業秘密流出捜査の事例および示唆点

(警察庁外事捜査課 産業技術流出捜査チーム チャン・ユンホチーム長)

◆ 警察の産業技術流出捜査隊について

捜査隊は、産業技術流出事件の増加に伴い、公正な企業活動の雰囲気造成および主要技術の海外流出による国益侵害防止の必要性により発足された。その概要は、以下のとおりである。

・捜査隊の構成

本 庁：産業技術流出捜査支援センター（外事捜査課）

地方庁：8（ソウル、釜山、大邱、仁川、蔚山、京畿、忠北、慶南）の地方庁に専門担当捜査チーム運営

・運営成果

①技術流出捜査の組織拡大、整備、本庁と地方庁間の効率的な役割分担

②警察庁と特許庁で業務協力体系を構築して営業秘密保護政策の協力を実施

③韓国企業及び海外進出企業の技術流出に関し、予防教育を実施

④同伴成長、共存発展など国の政策に応じて捜査隊を運営

・実績

昨年度の取締り実績は、合計84件、海外への流出は29%でそのうち中国が60%を占め、次いで日本、スペインの順番であり、主に先端技術流出がなされていた。また、中小企業の被害は、83%であった。技術流出の類型は、内部者による被害が82%、協力会社と外部者による被害が18%であり、また、流出させた動機は、金銭利得、待遇の不満が多かった。

・事例1（AMOLED技術流出J事件）

韓国内のS社とL社の研究員が共謀してAMOLED技術を搬出、中国のA社に流出させ、中国にMOLED生産工場を設立し、その後、流出させた研究員がA社にスカウトされた事件である。被害を受けた会社側が営業秘密の管理を適正に行っていたか否かが重要なポイントとなったが、捜査の結果、営業秘密保護管理を行っていたこと判明し、4名の検挙に至った。

・事例2（自動車廃棄ガス削減装置技術の流出事件）

韓国の㈱K社首席研究員が設計図面を協力会社である㈱S社に流出させた後に、㈱S社に離職しようとしていたところ、不振に思ったK社の同僚が捜査を依頼し摘発されたケースである。この事件も会社側が営業秘密の管理に相当な努力をしたことが認められ、その情報を当該流出者が流出させた証拠を確保することにより、当該流出者を検挙することができた。

これら2つの事例からも分かるように、内部者、協力会社による流出が多く、その流出形態もさまざまである。流出者の捜査にあたり、企業側の営業秘密の保護管理に相当な努力をしたか否かが捜査に当たっての重要なポイントとなるので、企業は、営業秘密の保護管理を徹底すべきである。また、営業秘密に関する捜査申告時において考慮すべき重要事項は、①迅速な資料提出、②申告した事実を秘密にすることである。

4. 現代自動車のセキュリティシステム構築事例

(現代自動車セキュリティチーム パク・キホチーム長)

(1) 出入システム

- ・訪問予約システム→ノートブックなどの事前点検→訪問の手続き→出入証の発給→入り口での確認
- ・カメラフォンなど携帯物品は、検索台により確認
- ・ノートブックは、搬入時に書き込み禁止が設定され、搬出時には全てのファイルの使用動作に対するログ生成を確認する。さらにノートブックログ保存により事後の追跡が可能。

(2) 文書や図面にDRM 適用

- ・図面及び技術資料は、暗号化を通して情報流出を防止
- ・認可されていない使用者に対する任意使用を遮断、複製を防止

(3) セキュリティUSB開発

- ・悪意による外部保存媒体を通じたDATA流出を防止
- ・セキュリティUSB保存時に暗号化处理

(4) OTP (one time password) 使用

- ・目的：重要システムのPW共有及び盗用の遮断により情報流出を防止
- ・適用：主な業務システム

(5) 不法APを通じた社内のネットワークへの接続を探知して遮断する、認可されていない無線LANの遮断システムにより、技術流出の防止及びウィルスの流入を防止

(6) 協力社のセキュリティのレベルを高めて信頼性を確保すると共に、協力社に対するセキュリティ認証制度を導入して技術資料流出を防止

以上